

令和8年第4回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年4月24日 産業会館 大会議室

出席委員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	大崎 和生	2番	服部 猛
		4番	櫻井 吉美
5番	丹下 和行	6番	永井 八千代
7番	加島 由隆	8番	家田 里美
9番	大谷 典央	10番	春田 美智代
11番	澤田 彰俊	12番	近藤 昌弥
13番	後藤 恵美	14番	石田 豊
15番	堀田 泰樹	16番	伊藤 英樹
17番	伊藤 弥寿夫		
19番	関戸 梓		

欠席委員

3番	平手 秀夫	18番	三井 啓司
----	-------	-----	-------

【事務局】出席者

局長	長崎 倫典	主幹	川口 善徳
主査	大橋 崇史		

【農務課】出席者

主幹	廣瀬 信博		
----	-------	--	--

午後1時55分開会

【事務局】

定刻より少し早いですが、みなさんお集まりですので始めさせていただきます。
新年度に入りまして最初の総会となりますが、事務局におきましては、職員の異動はございませんでしたので、今年度も引き続きよろしく願いいたします。
それでは令和8年第4回稲沢市農業委員会総会を始めさせていただきます。
以降は着座にて進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。
本日の欠席委員は、平手委員、三井委員の2名でございます。なお、総会の議長につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第3項の規定により「会長は会務を総理する」こととなっておりますので、大崎会長、議事進行をよろしく願い致します。

【会長】

皆さん、こんにちは。
4月も終盤に入りまして農作業の忙しい時期かと思いますが、御出席いただきありがとうございます。
それではただいまから、令和8年第4回稲沢市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は17名であり、会議の成立を認めます。
これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりですので、報告にかえます。これより日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は当席において7番加島委員、8番家田委員を指名いたします。

次に日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案2ページをお願い致します。
議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条同項の規定により農業委員会の議決を求める。本日付け提出 会長名でございます。
今月は所有権移転の案件のみです。3ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は水稻栽培について教えてくれる人を申請地近くで見つけたため、申請地を取得し、

営農開始するものです。

受人は161㎡の農地で水稻を栽培、個人で180日農業に従事する計画となっております。

番号2番、番号3番につきましては、受人が同一のため、一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在26,097㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日、世帯で160日農業に従事しています。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在13,118㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日、世帯で360日農業に従事しています。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部の土地は1筆のなかで一部が田、一部が畑のため、総括表には田畑それぞれで計上、総計欄には1筆で計上しています。

贈与での所有権移転です。

受人と渡人は兄弟関係で2分の1ずつの持ち分でしたが、渡人が営農困難なため持ち分移転し、受人単独名義とするための申請です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在4,650㎡の農地を耕作しており、個人で年間200日農業に従事しています。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は渡人の姪です。

受人は申請地近隣に自宅があり、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

1,125㎡の農地で水稻・野菜を栽培、個人で年間240日、世帯で280日農業に従事する計画となっております。

番号7番、番号8番は受人の営農が同一のため一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

番号7番、番号8番の受人は兄弟関係で、協力して営農します。規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は2人合わせて現在12,008㎡の農地を耕作しており、個人で年間80日ずつ、世帯で360日農業に従事しています。

番号9番、番号10番につきましては、受人が同一のため、一括で説明いたします。

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は申請地に隣接する農地を所有しており、効率的に耕作できるため、申請地を取得するものです。

受人は現在50,520㎡の農地を耕作しており、個人で年間330日、世帯で1,160日農業に従事しています。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人と渡人は親戚関係にあり、申請地はこれまで受人が渡人に代わって耕作してきました。権利関係を整理するため、所有権移転するものです。

194㎡の農地で野菜を栽培、個人で年間180日農業に従事する計画となっております。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買での所有権移転です。

受人は令和7年度から柿で営農開始し、規模拡大のため、申請地を取得するものです。

受人は現在7,516㎡の農地を耕作しており、個人で年間150日農業に従事しております。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

登記地目は田ですが現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

申請地は受人自宅に隣接しており、効率的に耕作ができるため、申請地を取得するものです。

110㎡の農地で野菜を栽培、個人で年間60日、世帯で160日農業に従事する計画となっております。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

一部について、登記地目は田ですが現況は畑となっております。

売買での所有権移転です。

受人と渡人は親子関係にあり、受人は父から申請地を継承して引き続き耕作するものです。

671㎡の農地でみかんを栽培、個人で年間150日農業に従事する計画となっております。

6ページの総括表をお願いします。

申請件数は合計14件、移動の土地は、田24筆8,244㎡、畑8筆2,255㎡、合計31筆10,499㎡です。

以上14件のうち、番号1番から14番につきましては、お手元に配布してあります意見書のとおり、農地法第3条第2項・3項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。

以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございませんか。

【櫻井委員】

12番の譲受人って本業は別にある方だと思うのですが、本当に農業やっておられるのですか。

【長崎局長】

この方は、たびたび農地を購入されるのですが、新たに申請があるたびに、これまで購入された農地を確認しています。その都度、きちんと農業をされていることを確認しています。

【櫻井委員】

わかりました。

【会長】

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第3議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案7ページをお願いします。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

8ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは倉庫を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

こちらは駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

9ページの総括表をご覧ください。

4条の申請件数は、3件 転用の土地 田 2筆 84㎡ 畑 2筆 561㎡ 合計 4筆 645㎡です。

以上4条申請3件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事へ送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第4議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案10ページをお願いします。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による許可申請書を次のとおり受理したので、同条3項の規定により農業委員会の意見を求める。本日付け提出、会長名でございます。

先に所有権移転案件から説明させていただきます。

11ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分家住宅を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、診療所を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、工場を設置します。農地区分は第2種農地で、5条10番と同時申請の案件になります。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場および資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、介護施設を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、障がい者グループホームを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場および資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

12ページをお願いします。

番号8番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、太陽光パネルを設置します。農地区分は第2種農地です。

番号9番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、分家住宅を設置します。農地区分は第3種農地です。

続きまして、13ページをお願いします。ここからは権利設定の案件になります。

番号10番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、工場を設置します。農地区分は第2種農地で、5条3番と同時申請の案件になります。

番号11番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第2種農地です。

番号12番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、駐車場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号13番

申請地 地目 面積 を朗読。

使用貸借権による権利設定で、分家住宅を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号14番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、資材置場を設置します。農地区分は第3種農地です。

番号 15 番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権による権利設定で、車両置場および資材置場を設置します。農地区分は第2種農地です。

14 ページの総括表をご覧ください。

5 条の申請件数は、15 件 転用の土地 田 9 筆 4,742 m² 畑 12 筆 6,586 m² 合計 21 筆 11,328 m²です。

以上 5 条申請 15 件につきましては、立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相当と判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として愛知県知事に送付することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第 5 議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案（一括設定）に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案 15 ページをお願い致します。

議案第 20 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)を次のとおり受理したので、同条第 3 項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

16 ページをお願いします。

こちらは、地権者、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金及び耕作者を一括して利用権設定する農用地利用集積等促進計画案になります。

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借権の設定は22筆、使用貸借権の設定は20筆です。

賃借期間はすべて令和8年6月1日から令和18年12月31日までになります。

19 ページ総括表をお願い致します。

田 32筆 畑 10筆 合計 28,753㎡ になります。

これら利用集積の案件については、利用権の設定をすることに差し支えないものと判断します。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。なお、議事参与の制限により、近藤委員、澤田委員、石田委員は、採決に加わることはできませんので、よろしくお願い致します。

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案(一括設定)に対する意見聴取については、原案どおり決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第6議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について を議題といたします。事務局から説明を求めます。

【事務局】

総会提出議案20ページをお願い致します。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)を次のとおり受理したので、同法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求める。

本日付け提出 会長名でございます。

21 ページをお願いします。

こちらの案件につきましては、既に利用権設定された農地について、受け手を変更する計画案となります。

申請地 地目 面積 を朗読。

すべて使用貸借権の設定になります。

貸借期間はすべて令和8年6月1日から令和16年12月31日までになります。

22 ページ総括表をお願いいたします。

合計 田 5筆 1374.49㎡になります。以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案(受け手の変更)に対する意見聴取について、原案どおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全会一致と認め、原案どおり決しました。

次に日程第7 報告第11号 現況証明願の報告について から日程第10号 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について まで、一括して事務局から説明を求めます。

【事務局】

23 ページをお願いします。

報告第11号 現況証明願の報告について

現況証明願が、次のとおり証明されましたので報告する。本日付け提出、会長名でございます。

24 ページをお願いします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成14年より住宅敷地として利用しておりました。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

平成7年より住宅敷地として利用しておりました。

つづきまして、25ページをお願いします。

報告第12号 農地法第5条の規定による届出の報告について

農地法第5条の規定による届出について、農地法関係事務処理要領の第4の5の(6)のAの規定により、受理したことを報告する。本日付け提出、会長名でございます。

26ページをお願いします。

今月の案件は、全て所有権移転によるものです。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、駐車場設置による転用です。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。

売買による所有権移転で、住宅建築による転用です。

27 ページ総括表をご覧ください。

申請件数は7件 田3筆 713㎡ 畑5筆 926㎡ 合計8筆 1,639㎡です。

28 ページをお願いいたします。

報告第13号 買受適格証明願(農地法第5条届出)について

買受適格証明願の申請書を次のとおり証明されたので、報告する。

本日付け提出 会長名でございます。

買受適格証明願とは、不動産事業者等が農地の競売に参加する際に必要な農業委員会による購入資格の証明書です。

29 ページをお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

申請人は、申請地を取得し分譲住宅を建築するものです。

こちらは市街化区域内で現況は既に宅地の土地ですが、土地改良中のため、従前地に農地を含んでいることから農業委員会の証明が必要になります。

こちらは競売で名古屋地方裁判所一宮支部が行うもので、入札日は、令和8年3月4日から令和8年3月11日までの期間入札です。

つづきまして、30 ページをお願いいたします。

報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

農地法第18条第6項の規定による通知があったので報告する。

本日付け提出、会長名でございます。

31 ページお願いいたします。

番号1番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借料変更のため、賃借権を解除します。

番号2番

申請地 地目 面積 を朗読。

賃借料変更のため、賃借権を解除します。

番号3番

申請地 地目 面積 を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号4番

申請地 地目 面積 を朗読。
農地転用のため、賃借権を解除します。

番号5番

申請地 地目 面積 を朗読。
農地売却のため、賃借権を解除します。

番号6番

申請地 地目 面積 を朗読。
農地転用のため賃借権を解除します。

番号7番

申請地 地目 面積 を朗読。
自作のため、賃借権を解除します。

32 ページの総括表をお願いします。

申請件数7件 田 5筆 1,451 m² 畑 4筆 1,479 m² 合計9筆 2,930 m²です。
以上です。

【会長】

説明が終わりました。質疑はございますか。
質疑もないようですので、これで報告を終わります。以上で本日の日程は、終了しました。長時間、御審議ありがとうございました。その他委員の皆様から何かございますか。

それでは、これをもちまして、令和8年第4回稲沢市農業委員会総会を閉会いたします。

令和8年第4回稲沢市農業委員会総会会議録

令和8年4月24日 産業会館 大会議室

午後2時40分閉会

令和 年 月 日

会長

大崎 和生

7番委員

加島 由隆

8番委員

家田 里美